

## 宮崎日日新聞「くらしの相談」（令和5年8月3日）掲載

### ○ アライグマに畑を荒らされたようだ

#### 【問】

畑に落花生の種をまいていたが、動物に食べられてしまい困っている。

#### 【回答】

相談を受けた行政相談委員が、相談者に話を聞いたところ、最近県内で目撃例がある、アライグマが荒らしたのではないかとのことでした。

アライグマは、外来生物法により、飼育や譲渡などが禁止されている特定外来生物に指定されています。

また、宮崎県は、今後、県内でアライグマの侵入・定着による被害の発生が懸念されるとして、積極的な防除（捕獲）の対象としています。

行政相談委員が相談内容を市の担当課に伝えたところ、有害鳥獣を捕獲するためのわなが設置されることになりました。

アライグマには凶暴な個体もあり、アライグマ回虫の寄生や狂犬病に感染するおそれなどもあります。

目撃した場合は、むやみに近づかず、可能な場合は写真や動画を撮影し、最寄りの市町村役場などにご連絡ください。